

令和6年度 地域利便性施設（仮称）図書選書等及び配架業務の委託に係る
公募型プロポーザル審査基準

「令和6年度 地域利便性施設（仮称）図書選書等及び配架業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」4-(1)-②に規定する審査基準は次のとおりとする。

参加資格等審査については、実施要領「4-(1)-①-ア」及び実施要領「5-(1)-②-ウ」に定める担当課において行う。

提案書等の審査については、実施要領「4-(1)-①-イ」に定める選考審査委員会において行う。

(参加資格等審査)

	評価項目	主な評価基準	配点 ^{※1}
(1)	法人の実績	・本業務に必要な実績	20
(2)	技術者の実績	・本業務に必要な実績	30
参加資格等審査の計			50

※上記「参加資格等審査の計」欄における配点（50点）は、応募者1者あたりの配点となる。

※法人及び技術者の実績は「参加資格等審査の通過にかかる評価点」に関わるため、同種を優先し記載すること。

※施設では「①不特定多数の者の利用がある施設」「②特定多数の者の利用がある施設」「③その他施設」がある場合では①優先し、次いで②、次いで③の順に記載すること。

(提案書等の審査)

	評価項目	主な評価基準	配点 ^{※2}
(3)	業務実施体制	・業務に従事する配置予定人員の役割分担の明瞭性 ・配置予定人員と市との間において確保される連絡調整体制の信頼性	20
(4)	業務理解度	・計画地における現状と課題に対する認識の適切さ	10
(5)	実施方針等	・上記の業務理解度を踏まえた実施方針の妥当性と業務参加への意欲等	10
(6)	技術提案	・コンセプトの妥当性及び市が設定するテーマとの整合性	60
		・オリジナリティある図書の選書や購入部数の考え方の妥当性	
		・抗菌・抗黴効果がある必要な対策等の具体性と妥当性	
		・施設コンセプト「居心地の良い まちの居間のような空間」に反しない範囲で、ナッジ等で利用者により良い行動を促す盗難対策等の具体的な手法の妥当性	
(7)		・図書のレイアウトの妥当性	
		・独自提案の妥当性	
提案書等の審査の計			100

※上記「提案書等の審査の計」欄における配点（100点）は、選考審査委員会委員1人あたりの配点となる。